

### ●先取特権

今回は、先取特権のお話です。「さきどり」と「けん」と読みます。これも担保の一種と言われており、先取特権を持っている人は、自分の債権の回収ができなくなった場合に、債務者の財産を処分した代金から、他の債権者より優先的に債権を回収することができます。

先取特権は、非常に古い法律がそのまま効力を持っており、法律の条文にも、とても古くさい表現が出てきます。

たとえば、旅館の宿泊料について認められる先取特権というのがありますが、これは、旅行者が「旅客、その従者、牛馬の宿泊料や飲食料」を支払わないときには、旅館は、その旅行者の手荷物を処分して、その代金から宿泊料を受け取ることができると定められています。

今は、牛や馬で旅行をする人はまずいないでしょうし、従者という表現にも違和感がありますが、明治時代に定められた「民法」という法律の規定がそのまま残っているために、このような表現になっているのです。

先取特権は、このように古い時代に定められた制度で、種類によっては現在ではあまり使われなくなっているものもあります(先ほどの、旅館の宿泊料についての規定も、現在ではまず使われていないでしょう)。

しかし、先取特権は、抵当権などと違い、事前に当事者間で契約を結ばなくても、法律によって当然に発生するので、取引の相手が破産したときなどには、思わぬ効力を発揮することもあります。

法律の規定は、なかなか複雑になっていますが、今回は、細かいことはさておき、どのようなものかイメージだけでも掴んで

みてください。

先取特権の中で、現在でも大きな意味を持つ代表的なものは、雇用関係によって生じる債権の先取特権です。

未払給料などの債権は、雇用者の財産から、優先的に支払を受けることができるのです。

会社や法人の従業員の給料も同じです。また、実際にはあまり使用されていませんが、農業労働者については、特別に、農作物の処分代金から優先的に支払を受ける権利があります。

さらに、種、苗、肥料などの掛け売り債権も、農作物の処分代金から優先弁済を受けられるほか、農業資金として農協などが貸し付けた貸金債権は、農作物や農機具に対して先取特権があります。

たとえば、次のような例で考えてみましょう。個人で農業を営んでいるAさんがいて、現在のAさんの財産を全部集めると、300万円ほどになるとします。

財産の内訳は、農機具が100万円、農作物が100万円(収穫時)、その他が100万円です。

一方Aさんには、銀行の借入れが800万円、農協の借入れが300万円、取引先から肥料を仕入れた買掛金が60万円あります。

また、Aさんは、Bさんを雇っており、月20万円のお給料を払っていますが、最近2ヶ月分の40万円が未払いになっています。

Aさんの負債の合計は1200万円ですが、財産は300万円しかありませんので、全員に全額の支払いをすることはできません。

この場合、Aさんの財産を処分した金銭はどのように分配されるでしょうか。

先取特権がない場合で考えてみると、全財産を債権の額に応じて比例分配します。

	債権額(割合)	分配される金額
銀行	800	200万円
農協	300	75万円
肥料代	60	15万円
給料	40	10万円
合計		300万

しかし、給料債権や肥料代、農協の貸付金には先取特権がありますので、次のようになります。

	債権額(割合)	分配される金額
銀行	800	80万円
農協	300	120万円
肥料代	60	60万円
給料	40	40万円
合計		300万

①まず、農作物を処分した代金100万円の中から、Bさんの未払い給料40万円が支払われます。

最も優先的な先取特権があるためです。②その残りの60万円から、肥料代60万円が支払われます。

③農機具の処分代金100万円は、農協への借入金に充てられることとなります。

④この時点で、農協の債権は200万円残ります。そのほかに、銀行の債権800万円が残っています。

⑤これを、残りの財産100万円から、金額に応じて分配します。

つまり、農協に200万円、銀行に800万円が支払われることとなります。

先取特権には、このほかにも、不動産の売買代金や賃料、工事費用などに認められています。手続が複雑なこともあり、現在ではあまり使われていません。

### 法人協会ニュース

#### ■本年もどうぞよろしくお願いたします!

2004年、あたらしい年を迎え、早や1週間が過ぎようとしています。昨年末は最終号を発行し終えた後に、米国でのBSEの発生という大ニュースが突然飛び込んできました。BSEの発生にともなう輸入停止措置にとまぬい、国内外の牛肉需給は少なからぬ影響を受けており、改めて食料生産の重要性を痛感します。

当協会も設立6年目を迎えますが、会員の拡大に努めるとともに、より会員に参加していただける組織づくり、活動を進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### ■「いっしょに考えよう。農業法人の経営発展に向けて!」 (「政策提言に向けた意見募集」にご力をお願いします)

現在、政府では、食料・農業・農村基本計画の見直し作業が進められているほか、農政の抜本改革が検討されています。当協会では、政策提言を行うべく、現在、会員の皆さまから、「政策提言に向けた意見」を広く募集しています。アンケート用紙は、昨年暮れに郵送またはFAXにてお送りしております。また、当協会のホームページ上でも受け付けておりますので、ご協力どうぞよろしくお願いたします。

米国でのBSE発生により何らかの影響を受けている農業法人の会員の皆さまは逐次、その状況につき、電話・FAX等でご一報下さい。

「AgriBusiness 経営塾」180号  
2004年1月8日発行



発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
URL : http://www.hojin.or.jp/